

令和3年8月4日
運輸安全委員会

旅客船における開口部からの転落等による旅客負傷事故に関する情報提供について

国土交通省及び一般社団法人日本旅客船協会へ以下のとおり情報提供を行いました。

1. 事故の概要

- (1) 発生年月日 令和3年4月3日
- (2) 発生場所 関門港下関区下関外浜町防波堤灯台東方沖
- (3) 事故の経緯

旅客船がんりう（以下「本船」という。）は、船長ほか1人が乗り組み、旅客33人を乗せ、令和3年4月3日09時50分ごろ関門港下関区の渡船発着所に向けて関門港門司区の渡船発着所を出航し、関門港下関区下関外浜町防波堤灯台東方沖を航行中、旅客1人が後部の旅客室通路の開放されていた機関室出入口から機関室に転落して負傷した。

2. 事実情報

現在までの調査で明らかになった事実は、以下のとおりである。

- (1) 本船の要目
 - 総トン数 19トン
 - 最大搭載人員 122人（旅客120人、船員2人）
 - 航路 下関～門司航路

- (2) 客室等配置

本船は、上甲板の前部及び後部に客室があり、また、後部の客室上部の遊歩甲板に椅子席が設置されていた。機関室出入口は、後部の客室通路の中央付近にあり、ハッチで閉鎖され、旅客は、乗下船時等にハッチの上を通行していた。

3. 過去の同種事故例

本事故と同様に甲板上の開口部から旅客が転落等して負傷した事故が、平成28年以降5件発生し、うち4件については事故調査報告書が公表されている。

これら4件の事故は、旅客対応で開放したことを忘れていた、旅客がすぐに乗船することはないと思い開放したままとした、直ぐに戻るのでは支障はないと思い開放したままとしたことにより発生している。

また、再発防止策として、旅客が開口部付近に立ち入らないよう囲い等を設けること、作業後は直ちに閉鎖すること等としている。各事故の概要等は別添のとおりである。

発生日	船舶	旅客被害	概要	再発防止等
平成 28 年 4 月 20 日 (2016/4/20)	旅客船グリーンオー ークレット (19トン)	軽傷 1人	本船は、佐賀県唐津市小川島漁港において着舷中、甲板員がまだ旅客が乗船してくることはないだろうと思い、機関室出入口を開放した状態で機関室の点検等を行っていたことから、旅客が客室通路を歩行中、同出入口から機関室に転落して負傷したものの。 報告書 URL: https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2016/keibi2016-10-28_2016ns0039.pdf	・床面の機関室出入口を開放して作業を行う場合は、旅客乗降口に係員を配置して旅客に注意を促すか、係員を配置できない場合は旅客乗降口を閉鎖すること。
平成 30 年 7 月 22 日 (2018/7/22)	旅客船ゆきひめ (19トン)	負傷 1人	本船は、広島県廿日市市厳島港3号棧橋において着舷中、船長が、旅客全員が観光目的で下船したので、旅客がすぐに乗船することはないと思い、旅客の見送りを優先して船倉のハッチを開放したままにしていたことから、旅客が荷物を客室に取りに戻ったところ、同ハッチから本船の船倉底部に落下して負傷したものの。 報告書 URL: https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2019/MA2019-6-18_2018hs0168.pdf	・船長は、作業終了後、開口部を直ちに閉鎖することが望ましい。 ・旅客は、一旦下船した後に客室に戻る際、船長にその旨の了解を得ることが望ましい。
平成 31 年 4 月 22 日 (2019/4/22)	旅客船第五金比 羅丸 (19トン)	負傷 1人	本船は、山口県上関町祝島旅客船乗場の浮棧橋に着舷中、船長が、客室通路後部の開口部を開放したまま客室を無人にしたことから、客室に入ってきた旅客が、同開口部から機関室床に落下して負傷したものの。 船長は、機関室内にトラロープを取りに行っても、すぐに戻るから支障はないと思ったことから、同開口部を開放したまま客室を無人にしたものと考えられる。 報告書 URL: https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2019/MA2019-10-21_2019hs0050.pdf	・船長は、本事故後、開口部開放時に立入禁止であることを看板表示できるようにした。 ・船長は、作業を行う際、船内の安全確認が終わるまで乗船案内を行わないよう、窓口に伝えておくこと。 ・作業を行う際は、必要な安全措置を確実に講じてから作業を開始すること。
令和 2 年 7 月 13 日 (2020/7/13)	旅客船はやぶさ2 (68トン)	重傷 1人	本船は、愛知県篠島港において、係留中、機関長が客室内の機関室出入口を開放した状態としていたのを忘れ、また、同状態で旅客の乗船が開始されたことから、旅客が同出入口に左側下半身が転落して負傷したものの。 機関長は、篠島港において、旅客の乗船対応の際、慌てていたことから、その後、旅客が転落している状況を認めるまで、機関室出入口のことを忘れていたものと考えられる。陸上職員は、出航時刻5分前となったことから、旅客を乗船させたものと考えられる。 報告書 URL: https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2021/MA2021-7-23_2020yh0089.pdf	・機関長は、機関室出入口等を開放する場合、旅客が転落しないよう、開放前に出入口周囲に囲い等を設置すること。 ・船長は、旅客乗船前に発航前点検及び客室の安全確認を確実にすること。 ・陸上職員は、船内作業指揮者の指示がない状態で、旅客を乗船させないこと。 ・旅客運送事業者は、乗組員に安全管理規程の内容を順守させること。